

～ 男女が、認め合い、支えあう社会へ ～



第4次石狩市男女共同参画計画



 石 狩 市



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 策定体制	3

第2章 石狩市における男女共同参画に関する現状と課題

1 市民意識調査	4
2 第3次計画の進捗状況	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	15
2 計画の基本目標	15
3 計画の重点施策	16
4 計画の体系	17

第4章 計画の施策展開

1 基本目標	男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり	18
2 基本目標	あらゆる分野における男女共同参画社会の推進	22
3 基本目標	安心して暮らせる社会の実現	28

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の整備	33
2 P D C A サイクル	33
3 成果指標	34

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定目的

平成 11 年に制定・公布された「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置づけています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年度に最初の男女共同参画計画である「いしかり男女共同参画プラン 21」(以下「第 1 次計画」)を策定して以来、平成 22 年度に「第 2 次石狩市男女共同参画計画」(以下「第 2 次計画」)、平成 27 年度に「第 3 次石狩市男女共同参画計画」(以下「第 3 次計画」)へ改訂するとともに、各計画に基づき、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

また、第 2 次計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」として、第 3 次計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」としてそれぞれ位置づけ、課題解決に努めてきました。

これまで、3 次にあたる計画に基づき取組を進めてきましたが、いずれも問題の根底には、社会的・文化的につくられた性別(ジェンダー)に基づいて役割を決める、固定的な性別役割分担意識や、女性の人権の軽視、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)などがあると考えられます。

これらのことを踏まえ、令和 3 年 3 月に第 3 次計画の計画期間が終了するにあたり、課題や成果を整理し、これまで培ってきた男女共同参画の視点を継承するとともに、少子高齢化・人口減少・ライフスタイルの変化など、多様化する社会情勢に総合的に対応する視点も加え、本市に適合した施策事業を展開し、地域社会全体として男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する指針として「第 4 次石狩市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別です。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス / sex)がある一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー / Gender)といいます。ジェンダーは、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

3 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

○男女共同参画社会基本法

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

計画の基本目標のうち、「基本目標 あらゆる分野における男女共同参画社会の推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」に位置づけます。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

計画の基本目標のうち、「基本目標 安心して暮らせる社会の実現」の「施策1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）」に位置づけます。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

本計画は、上位計画である「石狩市総合計画」や、各部所管の個別計画との整合性を考慮し、国の「第5次男女共同参画基本計画」と、北海道の「第3次北海道男女平等参画基本計画」を勘案して策定します。

また、計画の実施にあっては、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標（SDGs）」なども考慮して進めます。

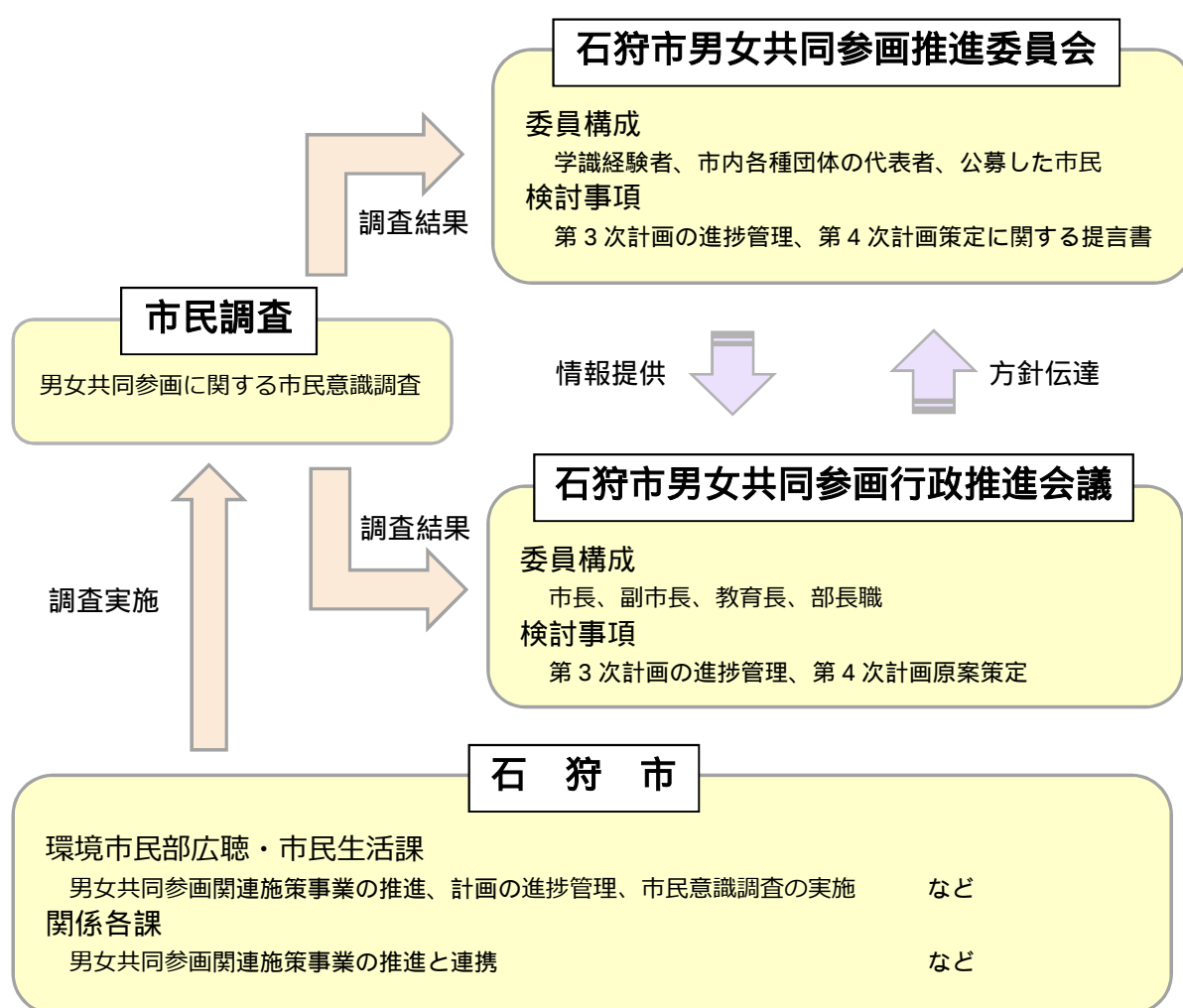
SDGs（エスディーゼーズ）：平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標で「世界中のだれ一人として取り残さない」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的な目標です。17のゴール（目標）と、169のターゲット（達成基準）で構成され「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に通じる目標です。

4 策定体制

本計画は、学識経験者や市内各種団体の代表者、公募した市民で組織する「石狩市男女共同参画推進委員会」と、市長を会長とし、行政職員で組織する「石狩市男女共同参画行政推進会議」において、検討協議のうえ策定しました。

また、市内の18歳以上の方を対象とした「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」)を実施し、本市の現状と課題や、市民ニーズの把握に努めました。

＜第4次石狩市男女共同参画計画策定の体制＞



第2章 石狩市における男女共同参画に関する現状と課題

1 市民意識調査

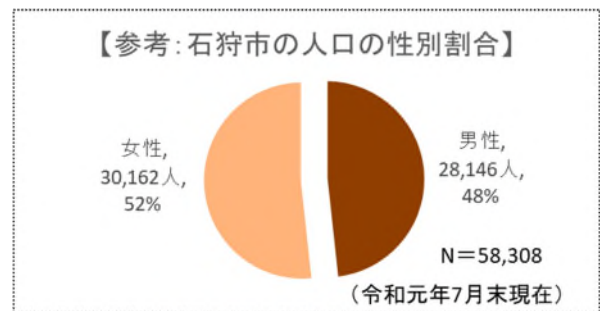
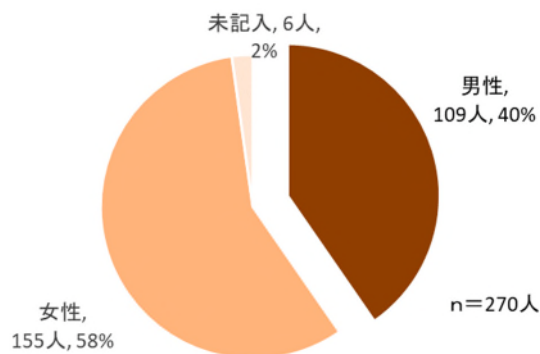
【1 調査概要】

本市における男女平等及び男女共同参画に関する意識の変化や現状と課題を把握するため、令和元年8月から9月にかけ調査を実施しました。

調査票を市内在住の18歳以上の男女各600人（計1,200人）に送付し270人分を回収、回収率は22.5%でした。男女別の回収率は、女性が155件で25.8%、男性が109件で18.2%となっています。また、性別未記入は6件でした。

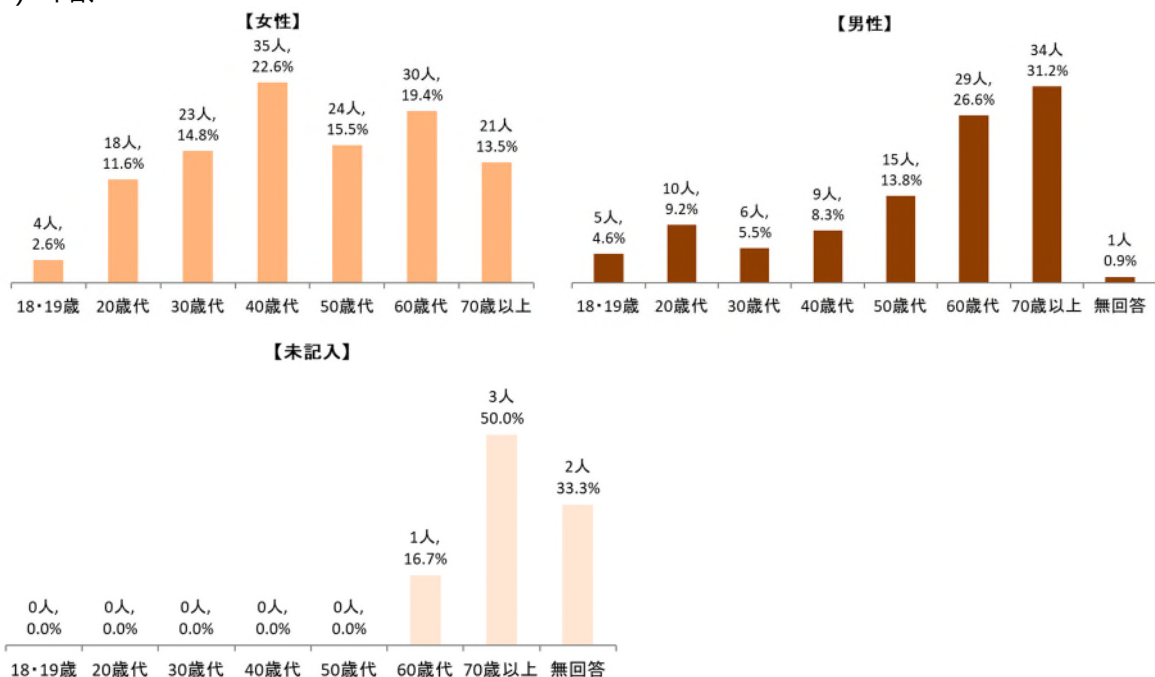
1 回答者の属性

(1) 性別



(調査時点の数値)

(2) 年齢



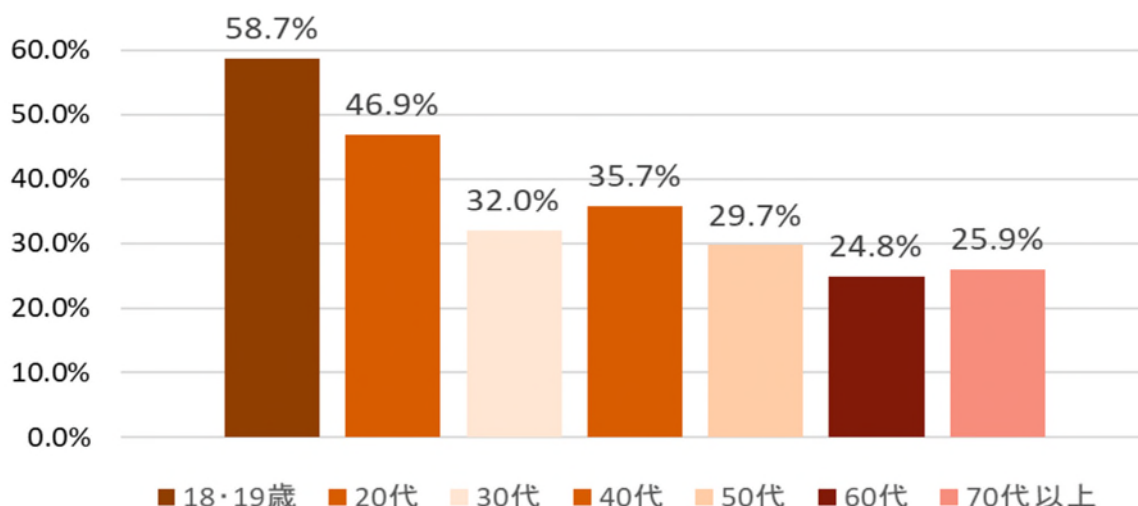
【2 調査結果】

1 男女平等に関する意識について

「平等である」と回答した年代別の割合は、18・19歳が最も高く 58.7%、60代が最も低く 24.8%と、年代が上がるにつれ「平等である」と回答した割合が低くなる傾向にあります。

「平等である」と回答(家庭生活、職場や職業、地域社会、学校教育、法律や制度、政治の場、社会通念や慣習・しきたりの7項目の平均値)した年代別の割合

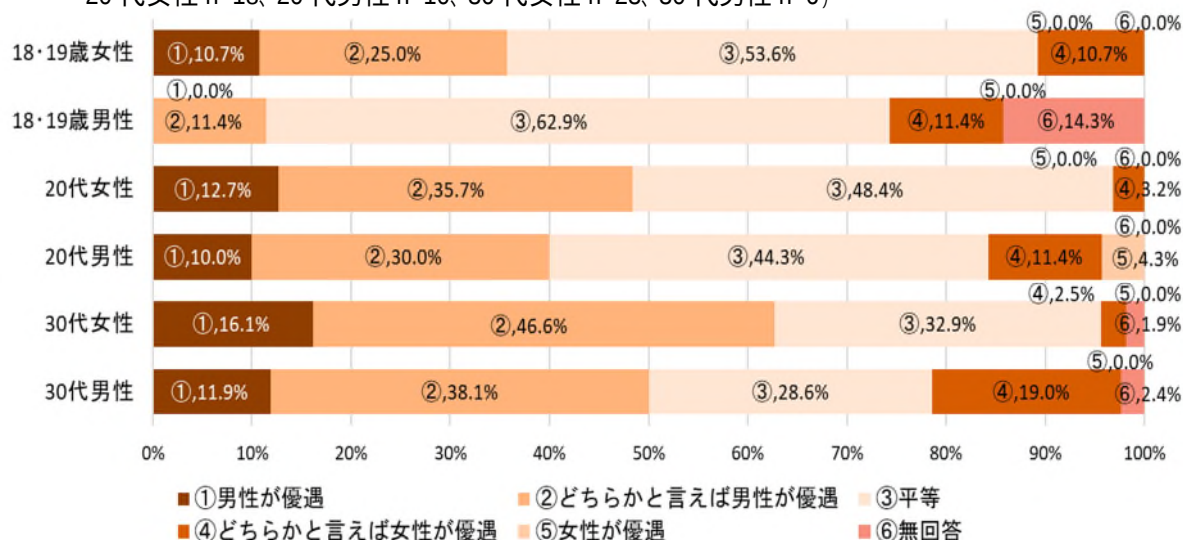
(18・19歳 n=9、20代 n=28、30代 n=29、40代 n=44、50代 n=39、60代 n=60、70代 n=58)



20代以上は「平等である」と回答した割合が半数以下であり、年代を問わず広く啓発することが必要であると考えますが、今後、地域社会全体で「男女共同参画社会」を推進していくためには、子どもの頃からの意識づくりが必要不可欠であるため、若年層に対する取組が優先すべき課題であると考えます。

なお、「平等である」と回答した男女別の割合は、18・19歳は女性より男性のほうが9.3ポイント高く、20代、30代は男性より女性のほうが約4ポイント高くなっています。また、「男性が優遇」(と の合計)と回答した割合は、18・19歳で24.3ポイント、20代で8.4ポイント、30代で12.7ポイント男性より女性のほうが高い結果となっています。

18・19歳、20代、30代の平等に関する男女の意識(18・19歳女性 n=4、18・19歳男性 n=5、20代女性 n=18、20代男性 n=10、30代女性 n=23、30代男性 n=6)

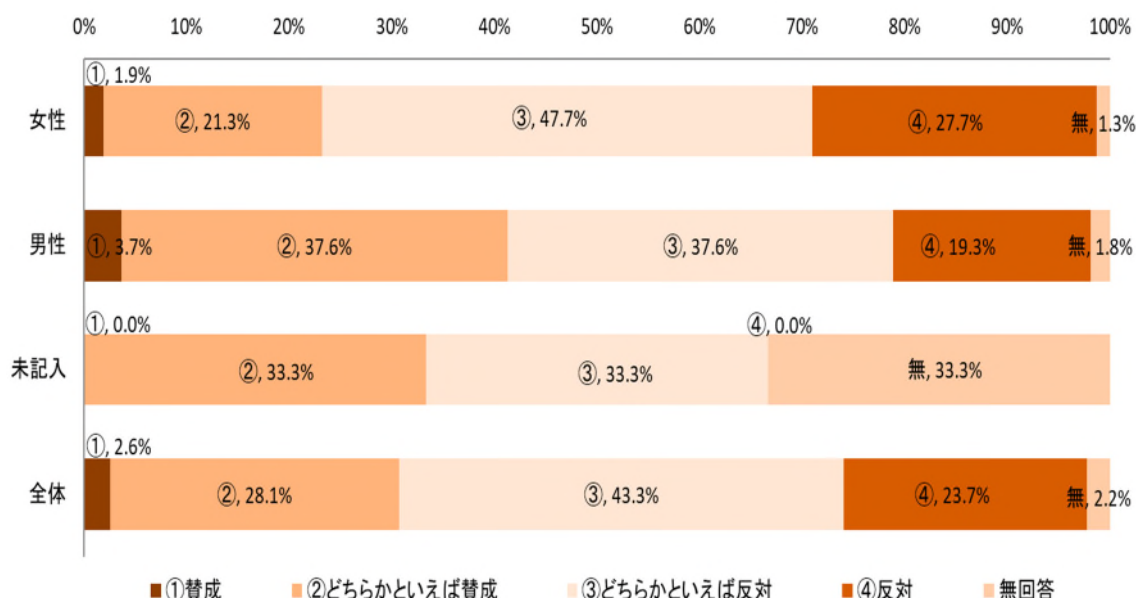


2 男女の役割分担や家庭生活について

(1) 男女の固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を決めるような考え方について、「反対」(と の合計)と回答した割合は、女性が75.4%、男性が56.9%と意識に大きな差があることがわかります。

「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を決める考え方についての意識
(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6))

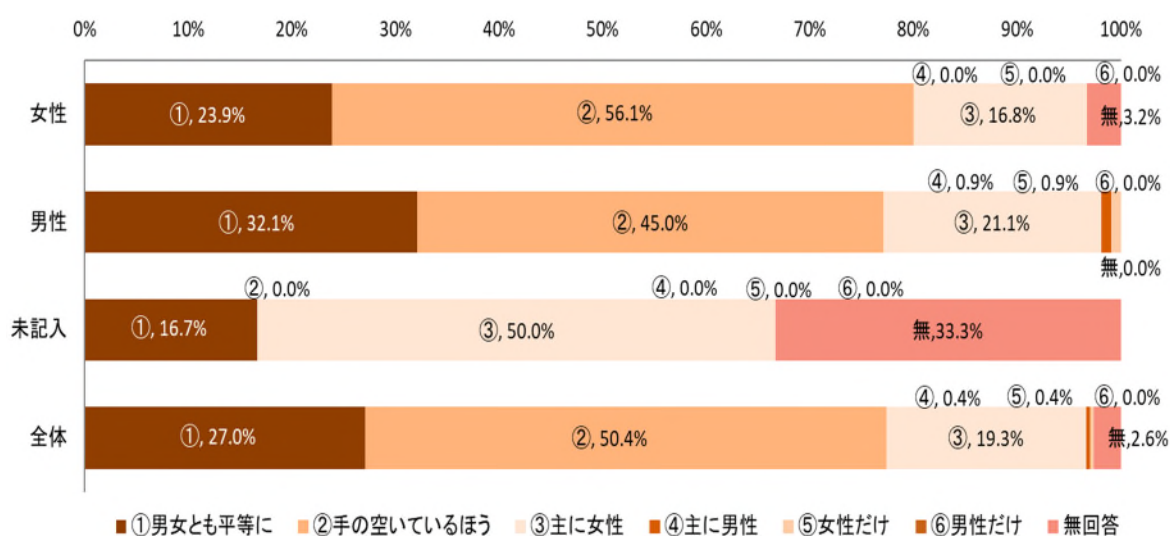


(2) 家事育児の役割分担意識

「男女とも平等に」と回答した割合は、女性が23.9%、男性が32.1%と男性のほうが高い一方で、「手の空いているほう」と回答した割合は、女性が56.1%、男性が45.0%と女性のほうが高い結果となりました。

また、どの性別も「主に女性」と回答した人がいるのに対し、「主に男性」と回答した人はほとんどいませんでした。

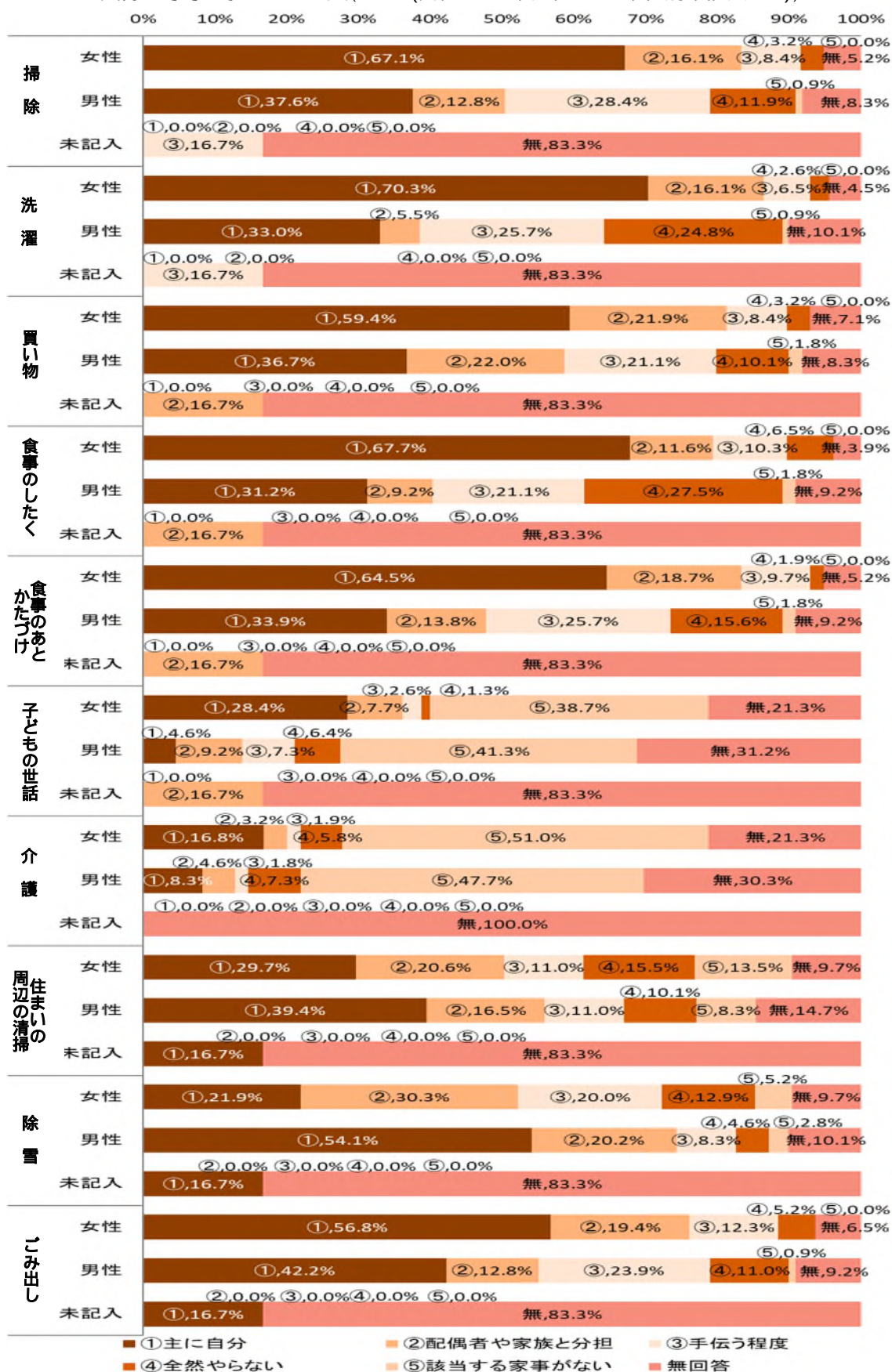
家事や育児の役割分担についての意識(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6))



(3) 実際に家事を担っている人

10項目のうち8項目で男性よりも女性のほうが「主に自分」と回答した割合が高く、実際に家事を担っているのは女性が多いことがわかります。

実際に家事を担っている人(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6))



3 仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」）について

(1) ライフスタイルの希望と現実

それぞれが希望するライフスタイルと現実のライフスタイルの回答割合は以下のとおりで、希望と現実ギャップが生じていることが課題であると考えます。

【女性の回答】

- ・希望で最も割合が高かったライフスタイル

「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 23.9%

- ・現実で最も割合が高かったライフスタイル

「家庭生活」を優先 23.9%

【男性の回答】

- ・希望で最も割合が高かったライフスタイル

「仕事」と「家庭生活」をともに優先 18.3%

「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 18.3%

- ・現実で最も割合が高かったライフスタイル

「仕事」を優先 34.9%

【全体の回答】

- ・希望で最も割合が高かったライフスタイル

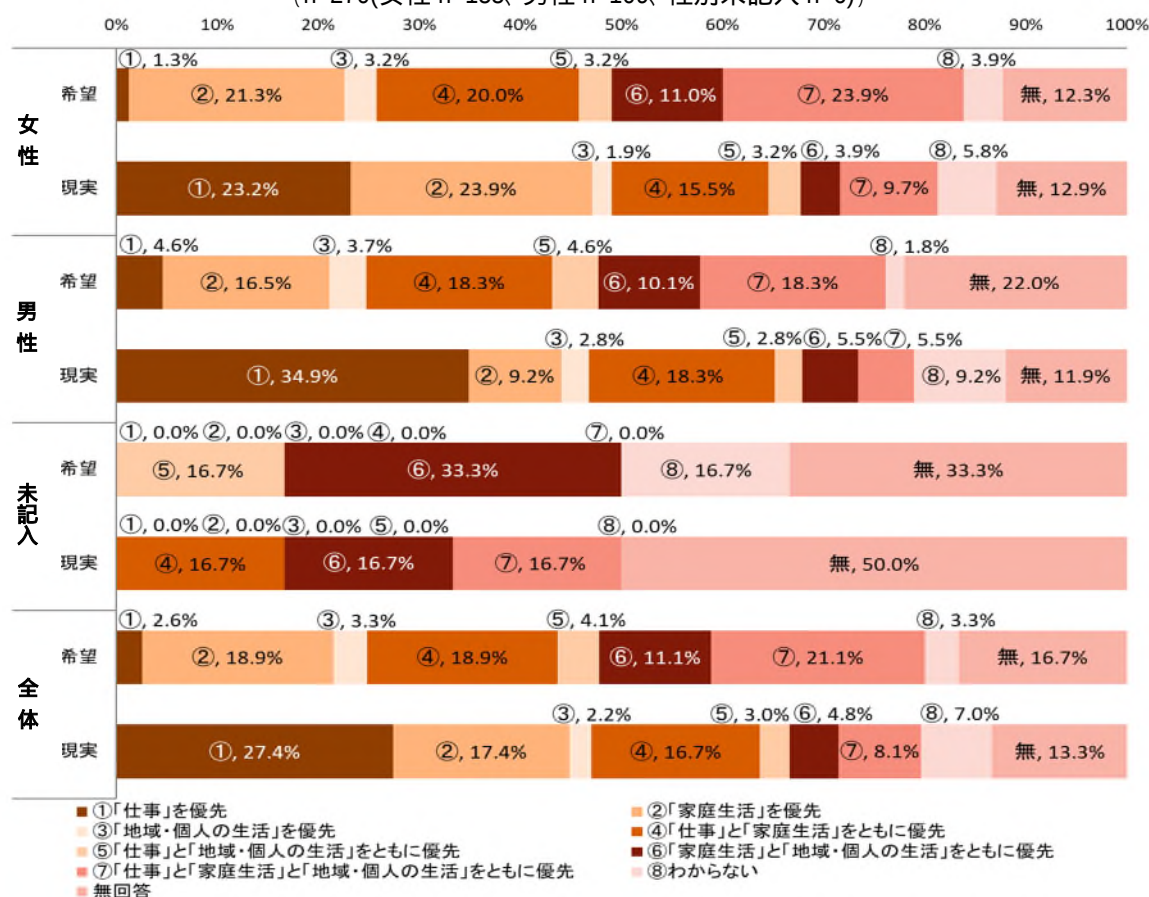
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 21.1%

- ・現実で最も割合が高かったライフスタイル

「仕事」を優先 27.4%

希望するライフスタイルと現実（現状）のライフスタイル

(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6))



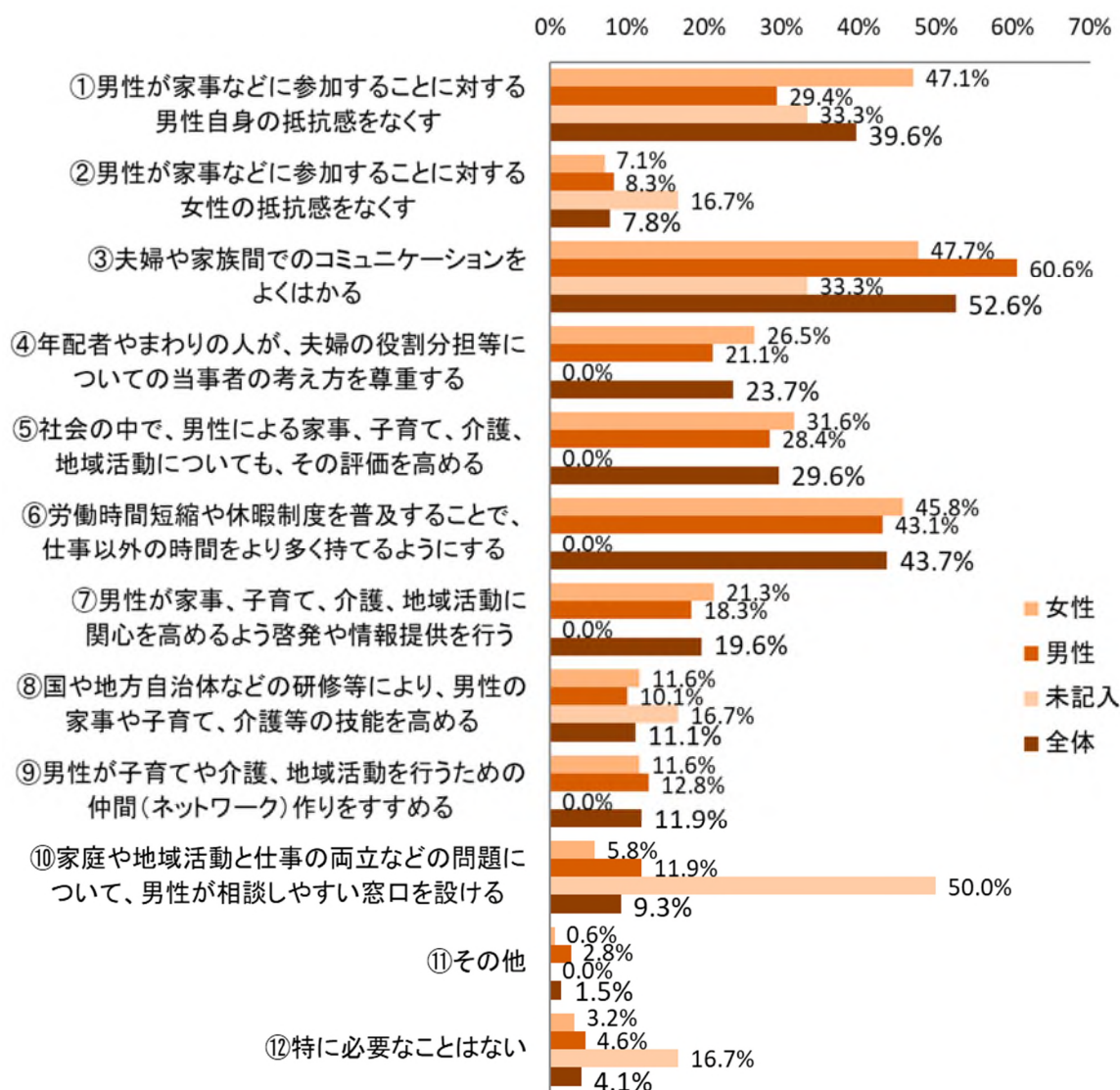
(2) ワーク・ライフ・バランスに必要なこと

今後、男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、割合が高かった項目は以下のとおりとなっています。

- ・ 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる 52.6%
- ・ 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする 43.7%
- ・ 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす 39.6%

今後、男性が女性とともに、家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと

(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6) 回答は3つまで(以下「3LA」))



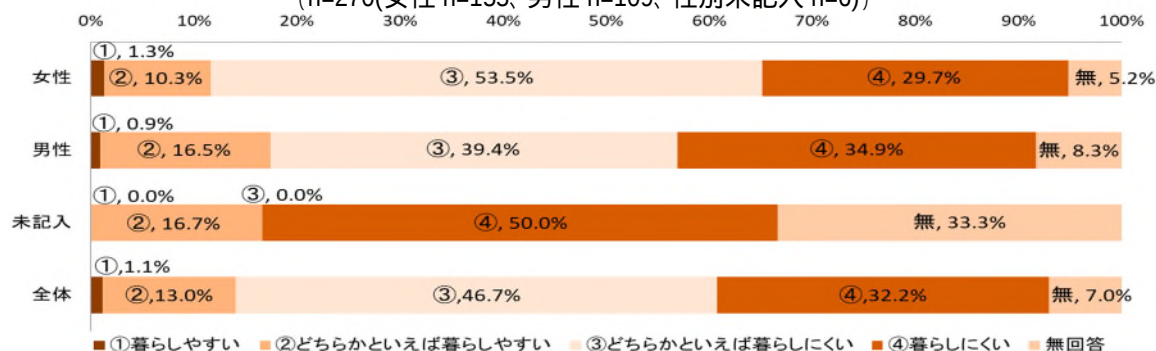
4 LGBT (1) などの性的マイノリティ (2) について

(1) 性的マイノリティの方の暮らしやすさ

「暮らしにくい」(① と ② の合計) と回答した割合は、女性が 83.2%、男性が 74.3%、全体で 78.9%と多くの人が暮らしにくいと思っていることがわかります。

性的マイノリティの方にとっての社会についての意識

(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6))

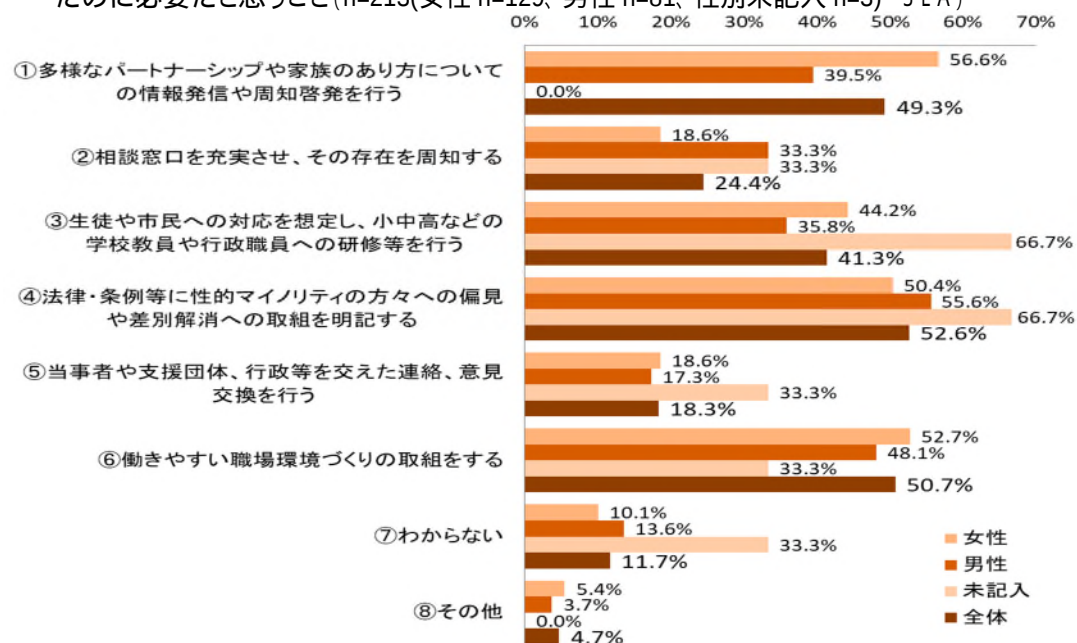


(2) 誰もが暮らしやすい社会をつくるために必要な対策

性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくるために必要だと思うことについて、割合が高かった項目は以下のとおりとなっています。

- ・ 法律・条例等に性的マイノリティの方々への偏見や差別解消への取組を明記する 52.6%
- ・ 働きやすい職場環境づくりの取組をする 50.7%
- ・ 多様なパートナーシップや家族のあり方についての情報発信や周知啓発を行う 49.3%

性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくるために必要だと思うこと(n=213(女性 n=129、男性 n=81、性別未記入 n=3) 3LA)



1 LGBT (エルジービーティー): L はレズビアン (女性の同性愛者)、G はゲイ (男性の同性愛者)、B はバイセクシャル (両性愛者)、T はトランスジェンダー (身体の性と心の性が一致せず身体の性に違和感を持つ人) の略で、性的少数者を表す言葉の一つとしても使われています。

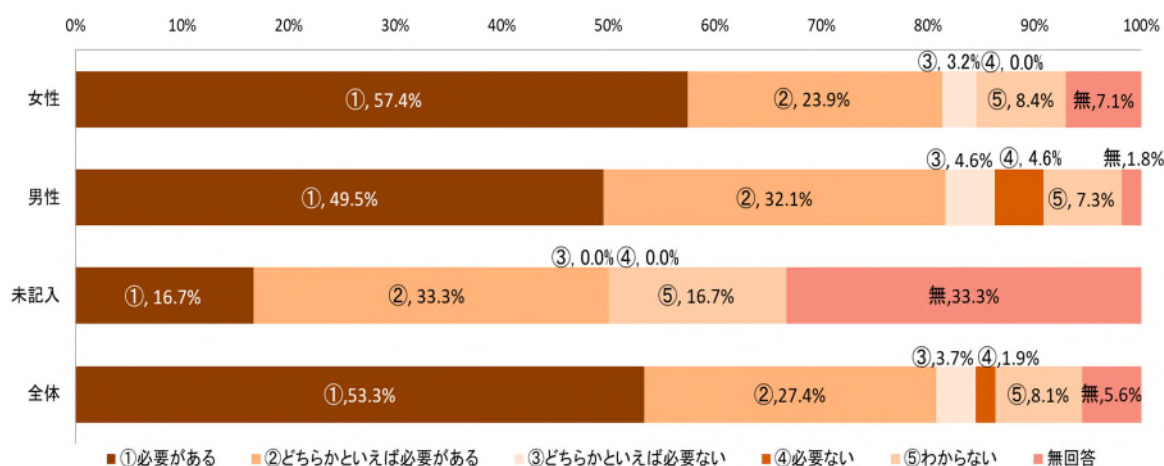
2 性的マイノリティ: LGBT を含む性的少数者のことで、「セクシャルマイノリティ」ともいいます。偏見や差別をなくし、正しい理解を深めることが必要です。

5 防災対策・災害復興対策について

(1) 性別に配慮した対応

「必要がある」(①と②の合計)と回答した割合は、女性が81.3%、男性が81.6%、全体で80.7%と多くの人が必要があると思っていることがわかります。

防災・災害復興対策における性別に配慮した対応について
(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6))

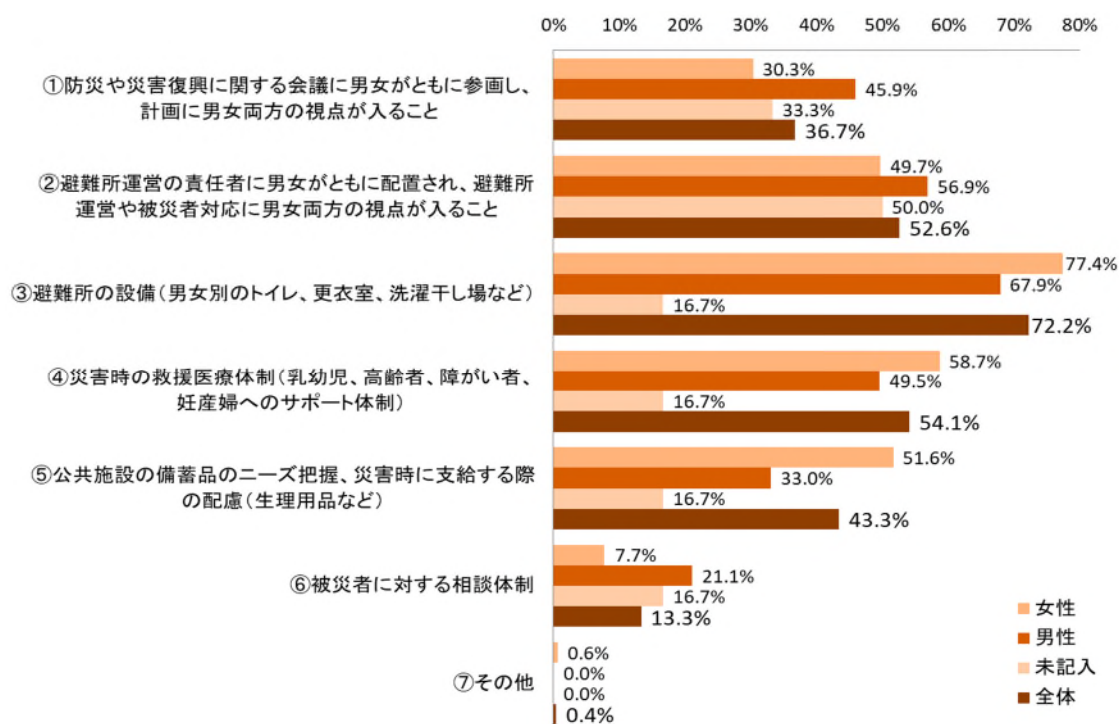


(2) 性別に配慮するために必要な対策

防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応をするために必要だと思うことについて、割合が高かった項目は以下のとおりとなっています。

- ・ 避難所の設備(男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場など) 72.2%
- ・ 災害時の救援医療体制(乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制) 54.1%
- ・ 避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること 52.6%

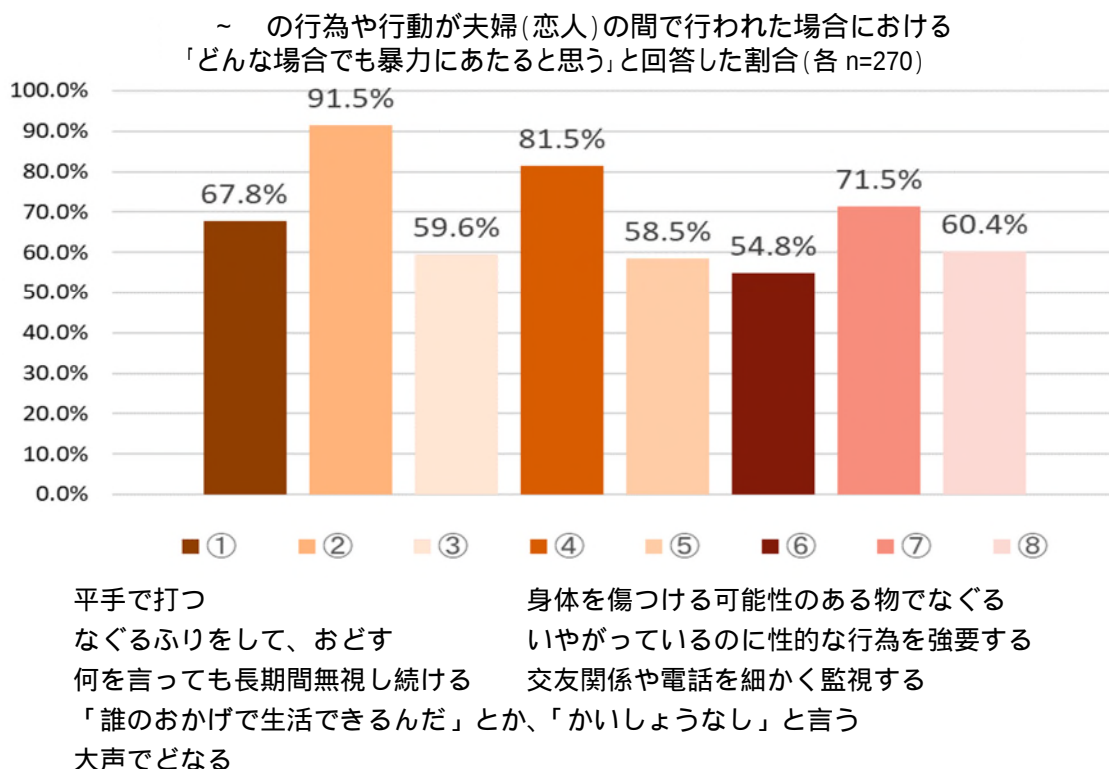
防災・災害復興対策において性別に配慮した対応をするために必要だと思うこと
(n=270(女性 n=155、男性 n=109、性別未記入 n=6) 3LA)



6 男女の人権について

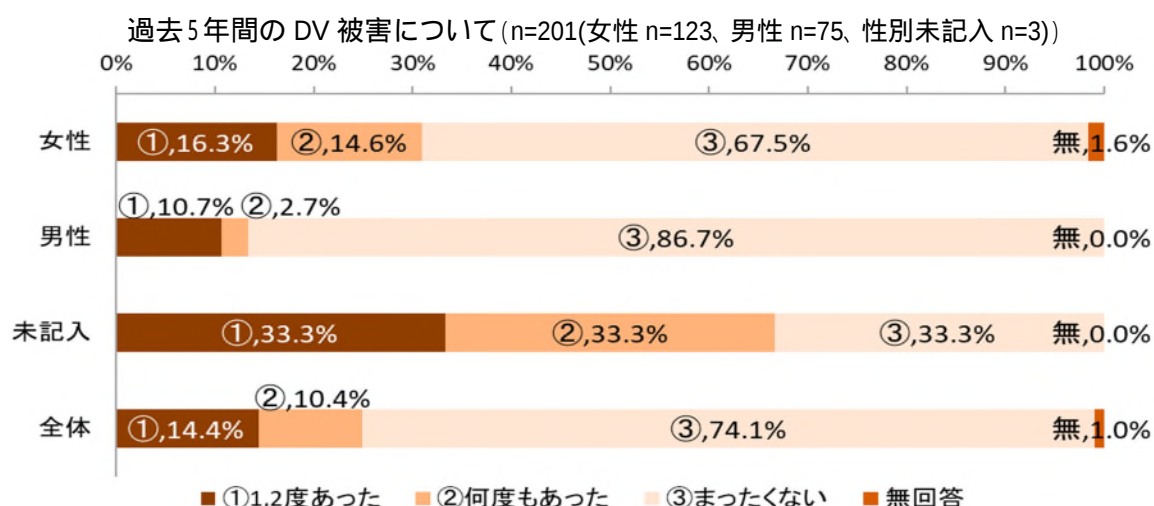
(1) 夫婦（恋人）間の暴力に対する認識

ある一定の行為や行動が「暴力にあたると思う」と回答した割合を見てみると、身体的な暴力、精神的な暴力、性的な暴力を含めた8つの項目の全てで、5割以上となっています。中でも、
の身体的な暴力、
の性的な暴力は8割以上と高い一方で、
、
の精神的な暴力は6割未満と低い傾向にあります。



(2) 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（以下「DV」）被害の状況

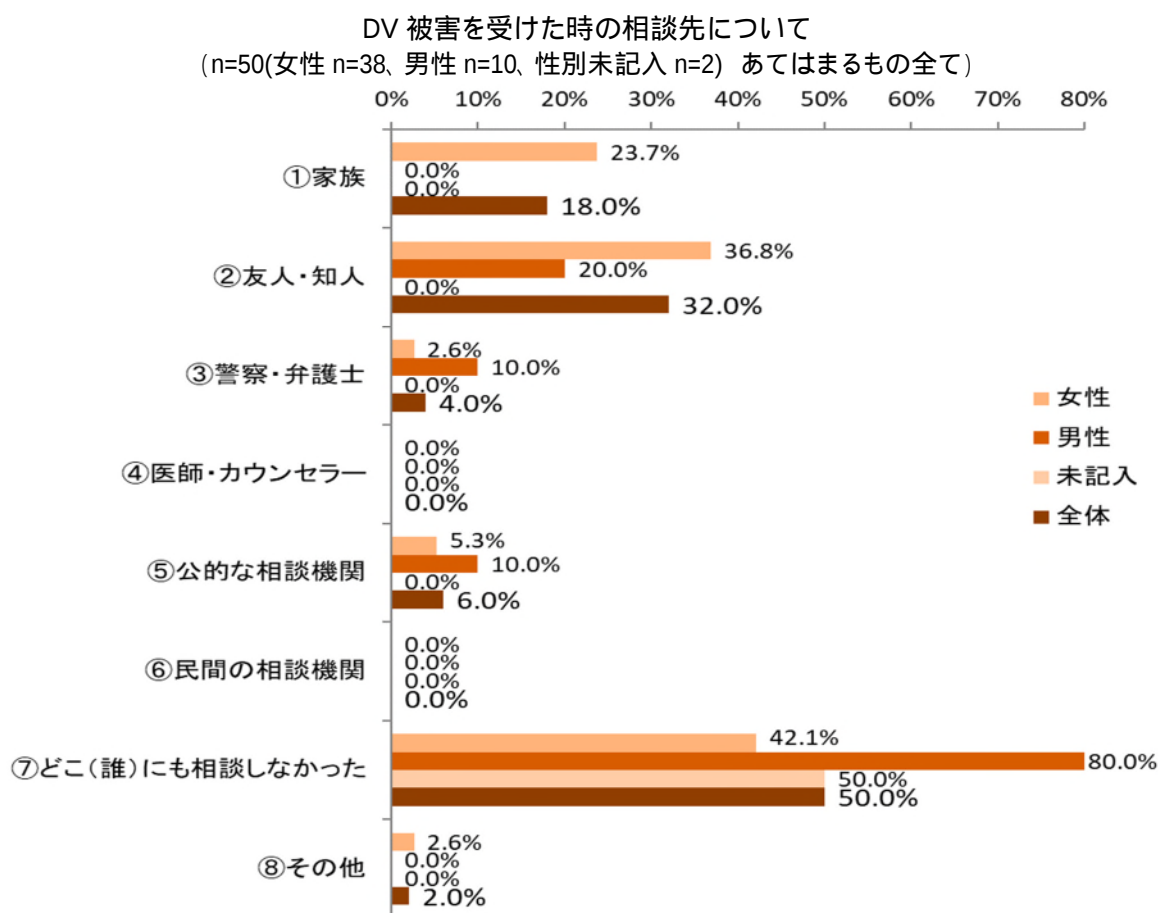
交際相手がいた方や結婚（事実婚を含む）をしたことのある方のうち、過去5年間にDVを受けた（と の合計）と回答した割合は、全体で24.8%となっています。男性よりも女性のほうが被害を受けた割合が高く、男性が13.4%と約7人に1人が被害を受けているのに対し、女性は30.9%と約3人に1人が被害を受けていることがわかります。



(3) DV 被害の相談

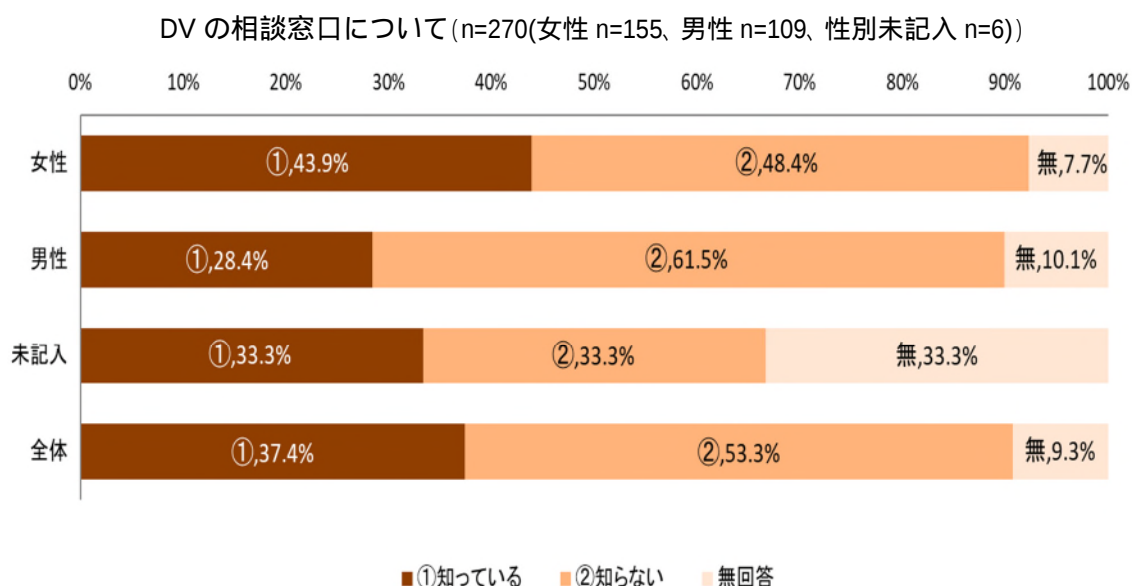
DV 被害を受けた時に、どこ（誰）にも相談しなかったと回答した割合は、女性が 42.1%、男性が 80.0%で、半数の人はどこにも相談していないことがわかります。

また、相談をする際は家族や知人・友人など身近な人に相談する傾向にあります。



(4) DV の相談窓口の認識

DV の相談窓口を知っていると回答した割合は、女性が 43.9%、男性が 28.4%と全体の 4 割以下に留まり、さまざまな場所や年代に窓口を周知することが必要であると考えられます。



2 第3次計画の進捗状況

第3次計画では、基本目標ごとに成果指標を定め進捗状況の管理を行いました。

全ての項目で目標値に達していませんが、「-2 市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合」、「DV にあたる行為を認識している市民の割合」は目標値に向けて数値が伸びています。一方で「男女共同参画社会」という用語の周知度、「-1 市の審議会等委員に占める女性の割合」、「-3 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度」は、計画初年度の平成28年度を下回る結果となっています。

目標値への達成には、年代を問わず広く市民に啓発することが必要ではありますが、今後、地域社会全体で「男女共同参画社会」を推進していくためには、子どもの頃からの意識づくりが必要不可欠であることから、若年層に対する取組が優先すべき課題であると考えます。

成果指標の達成度

	項 目	実 績 値					目標値
		H28	H29	H30	R1	R2	R2
	「男女共同参画社会」という用語の周知度	55.0%	58.3%	56.8%	56.7%	50.8%	100%
-1	市の審議会等委員に占める女性の割合	36.5%	34.9%	32.3%	32.6%	31.9%	40%
-2	市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合	14.9%	15.8%	15.7%	15.4%	15.7%	20%
-3	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	37.8%	39.5%	42.5%	46.3%	32.9%	100%
	DV にあたる行為を認識している市民の割合	71.9%	66.1%	73.2%	68.2%	73.2%	100%

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、第1次計画策定時から「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を計画の基本理念とし、男女共同参画社会の実現に向け、施策を展開してきました。

これまでの取組を経て、男女平等に関する意識などについては改善がみられていますが、依然として実際に家事を担っているのは多くは女性であり、「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識が特に男性には根強く残っています。

第4次計画においても、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、女性も男性も固定的な概念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けて、「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を引き続き基本理念とします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、計画を体系的に推進します。

【基本目標 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが必要です。性別を意識した物の見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身につくものです。

家庭や学校教育、生涯教育などを通じて、生活や慣習、意識の中から、性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識の解消、個人の尊重と男女平等の意識づくりを図ります。

【基本目標 あらゆる分野における男女共同参画社会の推進】

人口減少社会を迎え、老年人口の増加、生産年齢人口の減少など、我が国の社会構造が大きく変化している中、家庭生活や地域社会、働く場などのあらゆる分野における女性の活躍は、これまで以上に不可欠なものと言えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、男女がそれぞれの能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性活躍の推進は、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながると考えられます。

このため、市政や雇用場、家庭や地域などで男女共同参画の必要性を実感できる取組や、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

【基本目標 安心して暮らせる社会の実現】

近年、集中豪雨や地震などの自然災害が増えており、市民の防災意識は高まっていると考えられますが、その一方で、避難所などで男女の異なるニーズや状況への配慮が十分ではないことが指摘されていることを踏まえ、女性の視点に立った避難所運営、防災組織への女性参画促進に向けて取り組みます。

また、DVをはじめとする暴力は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。暴力を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。

市民意識調査では、LGBTという言葉が「理解している」人は6割弱で、現在の日本がLGBTなどの性的マイノリティの人にとって「暮らしやすい社会」と回答したのは2割未満という結果でした。性的マイノリティの人は、周囲の理解不足や偏見などで、日常生活上の困難に直面することが多いと言われており、多様な生き方を理解し尊重する取組が、今後ますます重要となります。

3 計画の重点施策

第4次計画では、次の視点を重点的に取り組む施策に位置づけて推進していきます。

《1 子どもの男女共同参画の理解促進》

地域社会全体で男女共同参画社会を推進していくためには、次世代を担う子どもたちの意識づくりが必要不可欠です。子どもたちがその個性と能力を発揮して、健やかに成長できるように、幼少期から男女共同参画の理解を深めるための啓発に取り組みます。

なお、子どもに関する施策事業を展開するにあたっては、子どもの権利条約の基本的な考え方である「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱を念頭に取組を推進します。

《2 ワーク・ライフ・バランスの推進》

女性の社会参画を推進する上で、男女がともに仕事と生活を両立させることが重要です。男女がともに家庭の一員として責任を担いながら、仕事と生活を両立させることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行います。

また、子育て、介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるように、子育て支援・介護支援などのさらなる充実に取り組みます。

《3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶》

暴力はその対象の性別や被害者・加害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有するための取組を推進し、特に若年層への啓発は有効であるため、学生に対する教育・学習の充実を図ります。

また、関係機関等との連携を強化し、暴力の早期発見に努めるとともに、被害者に対する適切な支援につなげる取組を実施します。

4 計画の体系

第4次計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次のとおり体系を定め施策事業を展開します。

基本理念「男女平等の確立」「自立社会の形成」

○基本目標 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

- 施策1：固定的な性別役割分担意識の解消
- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
 - (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
 - (3) 市役所における意識づくり
- 施策2：子どもの男女共同参画の理解促進《重点》
- (1) 子どもへの男女平等の意識づくり
 - (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

○基本目標 あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

- 施策1：政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 施策2：働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり
- (1) 企業における男女平等の環境づくり
 - (2) 農林水産業における男女共同参画の推進
 - (3) 性別によらない多様な職業選択の推進
 - (4) 就業に関する情報の提供
- 施策3：ワーク・ライフ・バランスの推進《重点》
- (1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
 - (2) 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり

○基本目標 安心して暮らせる社会の実現

- 施策1：男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶《重点》
- (1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供
 - (2) 被害者に対する支援体制の充実
 - (3) 連携・協働による相談体制の充実
- 施策2：地域防災における男女共同参画の推進
- (1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 施策3：多様性を尊重する環境づくり
- (1) 性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発

第4章 計画の施策展開

1 基本目標 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

【施策1 固定的な性別役割分担意識の解消】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが自分の問題と捉え意識を高めていく必要があると考えられます。

このため、地域社会全体で男女共同参画を推進する機運を醸成するための広報・啓発活動に努めるほか、本計画を適切に推進するため意識調査等を実施し男女平等及び男女共同参画に対する市民意識の実態把握を行います。

また、石狩市における模範となるよう、本計画の実施主体である市役所職員に男女共同参画意識が定着するよう意識啓発に努め、職員自らの男女共同参画が促進されるよう取組を推進していきます。

➤施策の方向

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
- (3) 市役所における意識づくり

<実施施策事業>

施策の方向(1)		男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	
所管部局		広聴・市民生活課	
多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	継続	「男女共同参画週間()」における周知、市ホームページ、啓発パンフレットなど、多様な機会と媒体を活用し広く意識啓発に努めます	

男女共同参画週間：男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間に設定している。さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指している。

施策の方向(2)	男女共同参画の現状についての実態把握	
所管部局	広聴・市民生活課	
意識調査の実施	継続	市民意識調査や各種事業実施時のアンケート調査などにより、市民意識の把握に努めます

施策の方向(3)	市役所における意識づくり	
所管部局	行政管理課、広聴・市民生活課	
関連計画	特定事業主行動計画	
市職員の意識づくり	継続	男女共同参画の視点が各施策事業に活かされるよう意識啓発に努めるほか、石狩市特定事業主行動計画()を推進することで、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます



男女共同参画週間パネル展



石狩市特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定した計画で、職場における子育てがしやすい環境の整備に向けた取組のほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性職員のワーク・ライフ・バランスを推進することで女性の活躍を図り、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現に向けた取組を推進する計画

【施策2 子どもの男女共同参画の理解促進】

児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等などの男女共同参画意識を定着させる取組を行うとともに、生涯にわたり男女の固定的性別役割分担意識の解消、人権の尊重を基盤にした男女平等感の形成及び男女共同参画についての理解を促進する教育・学習を推進します。

また、日頃から子どもたちと接している保護者や教育関係者が、一緒に男女共同参画について学ぶことができる取組を推進していきます。

➤施策の方向

- (1) 子どもへの男女平等の意識づくり
- (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

<実施施策事業>

施策の方向(1)	子どもへの男女平等の意識づくり		
所管部局	広聴・市民生活課、子ども政策課、学校教育課		
関連計画	子どもビジョン、教育プラン		
人権を尊重する意識づくり	拡充	人権教室(1)やCAPプログラム(2)いのちのはなし(3)の実施など、人権尊重の大切さを伝える教育を推進します	
男女共同参画意識を高める学習の実施	継続	学習指導要領に則った学習、デートDV講座(4)などの男女共同参画意識を高めるプログラムの実施を推進します	
キャリア教育の推進	継続	小学校における社会見学、中学校における職業体験等を実施し、性別を問わず子どもの頃からの生涯を見通したキャリア教育(5)を推進します	
男女共同参画情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、男女共同参画に関する情報を児童生徒へ提供します	

-
- 1 人権教室：いじめ等の人権問題について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした啓発活動
 - 2 CAPプログラム：子どもに人権意識と暴力に対する具体的知識や技術を伝えるプログラム
 - 3 いのちのはなし：いのちの始まりや誕生、身の回りの事柄との関わりなどについての学びを経て、自分も他者もかけがえのない存在であることを学ぶ講座
 - 4 デートDV講座：男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた専門講師による講座
 - 5 キャリア教育：一人ひとりの社会的職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

施策の方向(2)	子どもを取り巻く関係者の意識啓発	
所管部局	広聴・市民生活課、学校教育課	
関連計画	教育プラン	
学習機会の充実	継続	講座や研修会を開催することで、保護者や教育関係者が子どもと一緒に男女共同参画について学ぶ機会の充実を図ります
男女共同参画情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、男女共同参画に関する情報を保護者や教育関係者へ提供します

若年層向けリーフレット



デート DV 講座

2 基本目標 あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

本項目は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、女性の職業生活における活躍に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

< 基本的な考え方 >

- (1) あらゆる分野で男女の性別による固定的役割分担等に捉われず女性の活躍が推進するよう意識啓発を推進していきます
- (2) 仕事と生活の両立を図るために必要な環境整備に努めます
- (3) 女性の仕事と生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるよう配慮します

【施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進】

本市における令和2年度の審議会等委員の女性の登用率は31.9%(平成27年度:36.9%)、市役所の管理・監督職(主査職以上)に占める女性の割合は15.7%(平成27年度:14.1%)となっており、第2次計画最終年度の平成27年度から審議会等委員の女性の登用率は5.0%の減少、市役所の管理・監督職(主査職以上)に占める女性の割合は1.6%の上昇傾向にあります。

政治、経済、社会などのあらゆる分野で女性の活躍が進むことは、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられるため、引き続き審議会等の女性委員の登用や市政における政策・方針決定過程への女性の登用を推進していきます。

また、地域社会を構成する企業や経済団体、PTA、町内会等に対し、政策・方針決定の場への女性の登用に向けた働きかけに努めます。

➤施策の方向

- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進

< 実施施策事業 >

施策の方向(1)	市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進		
所管部局	行政管理課、企画課、広聴・市民生活課		
関連計画	特定事業主行動計画		
各種審議会等委員への女性の登用促進	継続	目標値を設定し、公募における女性の積極的な選考や団体推薦にあたっての協力依頼、また人材の発掘と人材リストの作成等により、女性委員の割合を高めるよう取り組みます	
市民参加制度の活用	継続	審議会やパブリックコメント、ワークショップなどの市民参加手続きを活用し、男女双方の意見を市政に反映します	
女性職員の参画拡大	継続	女性職員の採用及び管理・監督職への登用について、能力に応じ積極的に推進します	

施策の方向(2)	企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進		
所管部局	商工労働観光課、広聴・市民生活課		
女性の登用についての団体等への働きかけ	継続	地域社会を構成する企業、経済団体、PTA、町内会等に対し、政策・方針決定過程に女性が参画する必要性について理解が得られるよう働きかけに努めます	
女性の参画状況の実態把握	継続	市内企業へのアンケート等により、女性の登用状況に関する情報を収集します	



男女共同参画ワークショップ

【施策2 働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり】

働きたい人が性別に関わらずその能力を十分に発揮できる環境づくりは、少子高齢化が進展している本市においても極めて重要な意義を持つことから、雇用の場における実質的な男女平等を実現するため、「男女雇用機会均等法」に沿った男女均等の取扱い、性別を理由とする差別的取扱いやセクシャル・ハラスメント等を理由とする不利益取扱いの対策が徹底されるよう事業所等に働きかけます。

➤施策の方向

- (1) 企業における男女平等の環境づくり
- (2) 農林水産業における男女共同参画の推進
- (3) 性別によらない多様な職業選択の推進
- (4) 就業に関する情報の提供

< 実施施策事業 >

施策の方向(1)	企業における男女平等の環境づくり	
所管部局	商工労働観光課	
関連計画	地場企業等活性化計画	
事業所等における労働環境の整備	継続	男女雇用機会均等法に沿った男女均等の取扱いや職場におけるセクシャル・ハラスメント対策が徹底されるよう、事業所へ働きかけるとともに、市内企業へのアンケート等により、男女の雇用状況に関する情報収集や、法律や制度の理解促進に努めます

施策の方向(2)	農林水産業における男女共同参画の推進	
所管部局	農政課、林業水産課	
関連計画	農業振興計画、漁業振興計画	
女性の参画支援	継続	女性農業者が活躍できる、働きやすい環境整備を支援するとともに、農協や漁協女性部など、女性で構成される研修活動及び第6次産業化（農水産物の加工や販売等）の取組を支援します また、女性の積極的な経営参画を推進するため、役割分担や就業条件等を定めた家族経営協定の締結を推進します

施策の方向(3)	性別によらない多様な職業選択の推進	
所管部局	広聴・市民生活課	
性別によらない多様な職業選択の推進	継続	いきいきと活躍するロールモデル()を発掘し、活躍事例を積極的に発信します

施策の方向(4)	就業に関する情報の提供	
所管部局	商工労働観光課、子ども相談センター	
関連計画	地場企業等活性化計画	
就業に関する情報の提供	拡充	ジョブガイドいしかり等の関係機関と連携し、女性の就職や起業に関する情報を提供します また、ハローワーク札幌北と連携し、ひとり親の就職サポートを行います

ロールモデルの紹介



ジョブガイドいしかり

ロールモデル：自分にとって具体的な行動や考え方のお手本となる人物

【施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進】

それぞれが希望するライフスタイルの実現のため、家庭生活や地域社会、企業において男女の固定的性別役割分担意識に捉われず活動できるようきめ細やかな取組を推進していきます。

特に、男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野が広がり男性自身のキャリア形成にとって重要であるとともに、ひいては女性の活躍推進につながり、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられるため、男性の意識が変わるきっかけづくりなどの取組を推進していきます。

仕事と子育てや介護を両立させるためには、男女の固定的性別役割分担意識に捉われず、男女が協力してともに担う意識が必要となります。

このため、男性の子育て参加意識の喚起や介護に関する理解を深める取組など、特に男性の意識が変わるきっかけづくりに努めるとともに、子育てや介護に関する情報、「育児・介護休業法」など各種制度について広く周知を行うことで、社会的気運の醸成に努めます。

また、多様なライフスタイルに対応する子育て施策や介護施策については、保健福祉部所管の「石狩市子どもビジョン」、「石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で推進していくこととします。

➤施策の方向

- (1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
- (2) 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり

<実施施策事業>

施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供	
所管部局	契約課、商工労働観光課、広聴・市民生活課、保健推進課、子ども政策課、公民館	
関連計画	子どもビジョン	
意識改革を促す各種講座等の開催	拡充	実生活でぶつかる課題に即し、それを解決するための生活技術や知識を習得することで、意識改革と現実の行動としてのワーク・ライフ・バランスを推進できるような講座等を開催します
事業所等への働きかけ	継続	職場において、育児支援制度などが充実されるよう、事業所等に対し意識啓発や取組状況等の調査を行います また、男女共同参画の推進が優良事業所表彰の推薦要件であることの周知や、積極的な企業に対する入札制度等における優遇措置について、実効性のある方策の検討を行います
広報・啓発活動の推進	継続	固定的性別役割分担意識の解消や慣行の是正に向け、多様な働き方におけるロールモデルの発掘や、活躍事例の周知等を行います

施策の方向(2)	男女がともに子育てや介護ができる環境づくり	
所管部局	広聴・市民生活課、高齢者支援課、子ども政策課	
関連計画	子どもビジョン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
男女がともに子育てや介護を担う意識を高める広報・啓発活動の推進	継続	夫婦で子育てを行う必要性や、子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるきっかけづくりに努めます 介護や予防に関する講座等を開催するなど、介護への関心を高め、男女がともに介護に参画するきっかけづくりに努めます
子育てや介護に関する情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、子育てや介護に関する情報を提供します

3 基本目標 安心して暮らせる社会の実現

【施策1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】

DVをはじめとする暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、お互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであると考えられます。

特に、近年はSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力は一層多様化している状況です。

また、配偶者等からの暴力は、人目に触れることの少ない家庭内で起きることが多く被害が深刻化しやすくなるとともに、被害者のみならずその子どもの未来にも悪影響を与えると指摘されています。

これらの暴力を根絶するためには、その行為が重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に浸透させることが重要であると考えられます。

このため、平成25年公布の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、DVについての現状や法律等について広く啓発するとともに、相談窓口や支援制度の周知を関係機関と連携することで社会的気運の醸成を図り、根絶するための取組をより一層強化し適切な対応に努めます。

なお、本項目は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

< 基本的な考え方 >

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者等に対する暴力を容認しない社会づくり、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を推進していきます
- (2) 配偶者等からの暴力被害の早期発見や相談体制の充実を図ります
- (3) 被害者の安全確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます
- (4) 被害者の意思を尊重し、自立に向け総合的に支援します
- (5) 被害者が安心して支援を受けることができるよう関係機関等との連携協力に努め、切れ目のない対策を推進します

➤ 施策の方向

- (1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供
- (2) 被害者に対する支援体制の充実
- (3) 連携・協働による相談体制の充実

< 実施施策事業 >

施策の方向(1)	暴力防止に向けた意識啓発と情報提供	
所管部局	広聴・市民生活課	
DVをはじめとする暴力を容認しない社会的気運の醸成	継続	「女性に対する暴力をなくす運動()」における周知、市ホームページ、啓発パンフレットなど、多様な機会と媒体を活用し、DVの現状や保護命令制度等について広く意識啓発に努めます
若年層に対する取組	継続	対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、パンフレットの配布や講座の開催等を通じ、予防啓発を行います



令和2年度 女性に対する暴力をなくす運動ポスター

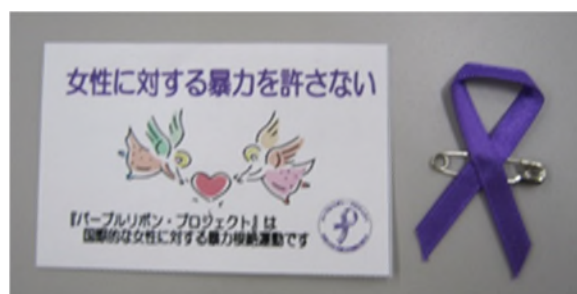


デートDV 防止パンフレット

女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である11月25日までの2週間に設定している。地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力のもと、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化する。

施策の方向(2)	被害者に対する支援体制の充実	
所管部局	広聴・市民生活課、市民課、福祉総務課、障がい福祉課、高齢者支援課、国民健康保険課、子ども家庭課、子ども相談センター、学校教育課	
相談体制の充実	継続	相談窓口を設置し相談の環境整備を行うとともに、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます また、相談窓口を記載したカード等を、市内公共施設や商業施設等に設置するなど、さまざまな機会を通じて周知を行います
被害者の適切な保護	継続	緊急保護を必要とする被害者を発見した際には、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等の関係機関と連携し、被害者の安全確保を第一に適切な対応に努めるとともに、被害者の子どもについても必要な配慮を図ります
被害者の自立支援	拡充	被害者の状況に応じ、子ども・高齢者・障がい者の虐待所管部署や生活支援所管部署等と情報共有を行い、連携を図ります 被害者の意思を尊重しながら、就業や生活保護、子どもの就学等への情報提供について、関係部局との連携を図り必要な支援に努めます また、住民基本台帳情報が閲覧制限の対象となっている被害者の個人情報適切に扱われるよう、関係部局と連携し厳重に情報管理を行います

施策の方向(3)	連携・協働による相談体制の充実	
所管部局	広聴・市民生活課、子ども相談センター	
関係機関等との連携	継続	北海道等が主催する研修会に参加することで、支援制度の確認をするほか、ネットワーク構築に努めます



パープルリボン



オレンジリボン

【施策2 地域防災における男女共同参画の推進】

これまでの大規模災害の避難所生活では、平常時の固定的な性別役割分担意識が反映され、炊き出しなど女性の負担が大きかったこと、性別によって異なるニーズや状況への配慮が行き届かなかったこと、避難所での性被害の未然防止の必要性などが指摘されています。国は、これまでの災害対策における経験をもとに、平成25年「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本事項を示しています。このことから、女性の視点に立った避難所運営、防災対策の推進、防災会議や消防団など、防災意識への女性参画促進に取り組めます。

➤施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
所管部局	危機対策課、広聴・市民生活課	
関連計画	地域防災計画	
市民の防災体制の構築の奨励や支援	新規	自主防災組織の設立や活動を支援する中で、自主防災組織における男女共同参画の視点の必要性の周知に努めます また、男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営マニュアルの作成や地域防災計画の周知に努めます



【施策3 多様性を尊重する環境づくり】

市民意識調査では、LGBTという言葉の認知度は、約6割を占めています。LGBTなどの性的マイノリティの人は、周囲の理解不足や偏見などで、日常生活上の困難に直面することが多いと言われており、多様な生き方を理解し、尊重する取組が、今後ますます重要になっています。

このため、性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発に取り組めます。

➤施策の方向

(1) 性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発

< 実施施策事業 >

施策の方向(1)		性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発	
所管部局		広聴・市民生活課	
人権教育の実施	新規	性的指向や性自認等に関する問題に関心と理解を深める人権教育に努めます	
啓発活動の推進	新規	「人権擁護委員の日()」や「男女共同参画週間」での広報活動やパネル展を行うなど啓発に努めます	
相談窓口の周知	新規	市や法務局が設置する人権相談や、性的マイノリティに関する各種相談窓口を、市ホームページや広報などで周知するよう努めます	



人権擁護委員の日

人権擁護委員の日：人権擁護委員法が施行された日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけている。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

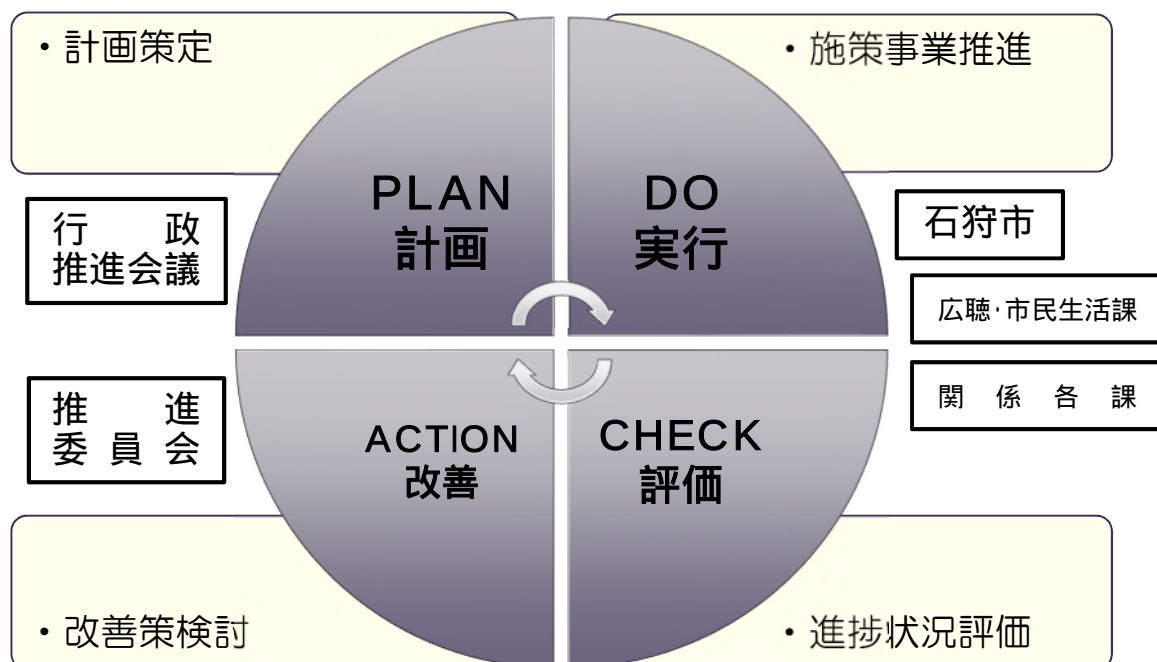
地域社会全体で「男女共同参画社会」を総合的かつ効果的に推進していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画がなければ実現できないため、市ホームページや広報などを活用し、計画についての理解促進を図っていきます。

また、計画の進捗状況については、学識経験者や市内各種団体の代表者、公募した市民で構成された本市の審議会「石狩市男女共同参画推進委員会」と、市長を会長とした行政職員で構成された「石狩市男女共同参画行政推進会議」で評価検証を行い、その結果を市ホームページなどにより公表することで情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進していきます。

2 PDCA サイクル

本計画を効果的かつ効率的に推進していくため、PDCAサイクルにより施策事業の評価検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

<PDCA サイクルイメージ>



3 成果指標

本計画の達成状況を把握するため、次のとおり成果指標を設定します。

	項 目	実績値 R2	目標値 R7
	「男女共同参画社会」という用語の周知度	50.8%	100%
-1	<u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律</u> 市の審議会等委員に占める女性の割合	31.9%	40%
-2	<u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律</u> 市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合	15.7%	20%
-3	<u>重点施策</u> 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	32.9%	100%
-1	<u>重点施策</u> <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> DV にあたる行為を認識している市民の割合	73.2%	100%
-2	「LGBT」という用語の周知度	58.2%	100%

は令和元年度実績値



第 4 次石狩市男女共同参画計画

令和 3 年 3 月

石狩市環境市民部広聴・市民生活課

〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

TEL : 0133-72-3191 FAX : 0133-72-3199

E-mail : seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp